

不服申立て事案答申第 298 号
不服申立て事案諮問第 354 号
件名：交通事故メモの一部開示決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示請求について、別表の 4 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 7 年 4 月 2 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 5 月 12 日付けで行った一部開示決定について、開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

審査請求人は、令和 7 年 4 月 2 日付けで、保有個人情報開示請求書を愛知県警察本部（以下「警察本部」という。）に郵送で提出したことから、処分庁は、これを受理した。

当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、

令和 5 年〇月〇日、愛知県 A 市内発生当事者と B の車両接触事故（ドアパンチ）への警察対応記録情報および日報と記載されていた。

(イ) 決定する期間の延長

本件開示請求を受理した処分庁は、法第 83 条第 2 項の規定により、本件開示請求については、開示・不開示の検討に時間を要すると判断し、延長後の決定期間を令和 7 年 4 月 3 日から令和 7 年 5 月 19 日までとする旨を、決定期間延長通知書により審査請求人に通知した。

(ウ) 本件開示請求の対象となる保有個人情報の特定

審査請求人が本件開示請求で開示を求めた保有個人情報については、

- ・ 交通事故メモ（令和5年〇月〇日認知、A市内発生のもの）

と特定した。

(I) 本件処分

処分庁は、本件保有個人情報のうち、法78条第1項第2号及び第7号に規定される不開示情報を除いた部分を開示する決定をし、保有個人情報一部開示決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）により審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

(ア) 本件処分については、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する決定であり、本件保有個人情報に関して開示しないこととした部分については、本件決定通知書に記載されてるとおり、

- ・ 警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分
- ・ 交通事故捜査に関する調査結果が記載された部分
- ・ 開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分

である。

(イ) 本件審査請求で審査請求人が決定の取り消しを求める不開示部分は、本件保有個人情報である「交通事故メモ」の1頁目の「メモ」であり、同「メモ」には、

- ・ 交通事故捜査に関する調査結果（法第78条第1項第7号に該当）
- ・ 開示請求者以外の第三者に関する情報（法第78条第1項第2号に該当）

が記載されている。

(ウ) 以下、開示しないこととした理由について述べる。

a 交通事故捜査に関する調査結果が記載された部分

法第78条第1項第7号では地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報としている。

本件処分において不開示とした部分は、審査請求人が当事者となった交通事故を受理した警察官が、もう一方の当事者から聴取した事故の状況の説明内容を元に、事故現場を見分した結果が記載された部分である。

警察官による交通事故現場の見分結果が開示されるとするならば、警察官の聞き取りに対し、自己に有利になるよう交通事故の状況を説明する等、調査が適正に行われなくなることが十分考えられる。

そうなれば、事実関係の把握が困難となり、警察業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法第78条第1項第7号に該当することから、不開示としたものである。

b 開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分

法第78条第1項第2号には、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものは不開示とすることが規定されている。

本件保有個人情報の「交通事故メモ」の1頁目の「メモ」欄には、審査請求人が当事者となった交通事故のもう一方の当事者の事故見分時における供述内容が記載されており、法第78条第1項第2号に規定される第三者個人情報に該当することから、不開示としたものである。

(I) このように、本件処分については、法第78条第1項第2号及び第7号に規定される不開示情報を除いた部分について開示したものであり、法律の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、

- ・ 「メモ」の部分に「交通事故捜査に関する調査結果」が記載されていると想定した上で、同所はもう一方の当事者からの発言を簡単に要約した部分が含まれると考えられるが、捜査の手續等が明らかになることはなく、不開示理由とはならない
- ・ 「メモ」の不開示部分に「開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分」が含まれているとしても、開示された部分は審査請求人の発言の要約が載っているに過ぎず、不開示とされた部分は、もう一方の当事者の発言の要約であると想定され、個人を識別しうる情報等の記載があると考えられない

旨主張している。

しかしながら、本件処分については、上記(1)イ(ウ)のとおり、法の規定に基づく適正な処分であり、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、A 市内で発生した車両接触事故に係る交通事故メモである。

処分庁は、「メモ」欄のうち、開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分を法第 78 条第 1 項第 2 号に該当するとして、交通事故捜査に関する調査結果が記載された部分を法第 78 条第 1 項第 7 号に該当するとして不開示としている。

審査請求人は、審査請求書において、本件処分のうち開示しないこととした部分（1 頁目「メモ」の部分）を取消すとの裁決を求める旨主張していることから、「メモ」欄の不開示情報該当性について以下検討する。

(2) 法第 78 条第 1 項第 2 号該当性について

当審議会において「メモ」欄のうち開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分を見分したところ、もう一方の当事者の事故見分時における供述内容が記載されていることが認められた。

当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、当該部分を開示することにより、もう一方の当事者の供述内容が明らかになることで、もう一方の当事者の権利利益を害するおそれがあるとのことである。

当審議会において検討したところ、当該部分を開示することにより、車両接触事故における当該当事者の地位を不当に害し、その結果、人格的・財産的な個人の権利利益等個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められることから、もう一方の当事者の供述内容は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

よって、「メモ」欄のうち、開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分は法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当する。

また、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、「メモ」欄のうち開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分は法第 78 条第 1 項第 2 号に該当する。

(3) 法第 78 条第 1 項第 7 号該当性について

処分庁によれば、「メモ」欄のうち交通事故捜査に関する調査結果が記載された部分には、審査請求人が当事者となった交通事故を受理した警察官が、もう一方の当事者から聴取した事故の状況の説明内容を元に、事故現場を見分した結果が記載されており、当該部分を開示することにより、警

察官の聞き取りに対し、自己に有利になるよう状況を説明する等調査が適正に行われなくなるとのことである。

また、当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、今後新たな事情が判明した場合には、捜査が必要となる可能性があるとのことであり、その場合には、本件保有個人情報に記載された情報を捜査書類に移すことがあるとのことである。

当審議会において「メモ」欄のうち交通事故捜査に関する調査結果が記載された部分を見分したところ、臨場した警察官が、当事者から聞き取った内容や現場を見分した結果を踏まえて記載されていることが認められた。当該部分を開示することにより、警察の調査状況が明らかとなり、その結果、当事者や関係者が自己に有利な発言をしたり証拠を隠滅したりすることが想定されるなど、正確な事実の把握が困難となること、また、本件保有個人情報を捜査書類として扱うことになる可能性があることからすれば、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、「メモ」欄のうち交通事故捜査に関する調査結果が記載された部分は、法第78条第1項第7号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

令和5年〇月〇日、愛知県A市内発生当事者審査請求人とBの車両接触事故（ドアパンチ）への警察対応記録情報及び日報

別表

1 行政文書の名 称	2 開示しないこ ととした部分	3 開示しないこ ととした根拠規定	4 審査請求の対 象となった部分
交通事故メモ（令 和5年〇月〇日A 市内発生のもの）	警部補以下の階級 にある警察職員の 氏名に係る部分	法第78条第1項第 2号に該当	なし
	交通事故捜査に関 する調査結果が記 載された部分	法第78条第1項第 7号に該当	1 ページ「メモ」 欄
	開示請求者以外の 第三者に関する情 報が記載された部 分	法第78条第1項第 2号に該当	1 ページ「メモ」 欄

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 8 . 26	諮問 (弁明書の写しを添付)
8 . 3 . 17 (第 259 回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
8 . 4 . 24 (第 260 回審議会)	審議
8 . 5 . 26	答申